令和４年度 山形県電子入札説明会

日時及び場所　１３：３０～１５：３０
令和４年６月１７日（金）　山形県庁１００１会議室（１０階）、ＺＯＯＭ

次　　第

１．開　会
２．説　明
（１）山形県電子入札の概要について　・・・・・・・・・ｐ１～２
（２）山形県ホームページについて　・・・・・・・・・・ｐ３～７
（３）問い合わせ先について　・・・・・・・・・・・・・ｐ８
（４）電子閲覧について・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ９～１０
（５）電子閲覧のパスワード確認方法・・・・・・・・・ｐ１１～１２
（６）操作間違い事例及び注意事項等について・・・・・ｐ１３～１７
（７）よくあるお問合せについて・・・・・・・・・・・・ｐ１８～３２
（８）電子入札システムの操作について・・・・・・・・・操作マニュアル
（９）（参考）情報共有システムの活用について　・・・・ｐ３３～３５
（別紙）Microsoft Edge／Google Chrome を使用する場合の設定
３．質　疑
４．閉　会

山　形　県

山形県電子入札の概要について

１　電子入札とは

従来の紙での入札は、公共事業等の受注希望者が所定の日時・場所に集合し、その場で入札し、発注者が開札して落札者を決定する等の一連の手続きとして行われていました。電子入札は、これらの手続きをインターネット上で処理するもので、受注希望者は発注機関に赴くことなく、自分の事務所で入札に参加できるようになります。

電子入札の実施により、入札手続きの透明性の確保、入札に参加しやすい環境の整備、移動コストの削減等のメリットがあります。

２　電子入札の実施動向について

国土交通省や農林水産省等の国の機関や都道府県において、電子入札の導入が進んでいます。

本県においても、平成１８年度より本運用を行っており、令和３年度には、建設工事・業務委託を合わせ２，３３０件が電子入札により発注されています。

３　電子入札の対象について

入札区分	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
建設工事	○	○	△
調査・測量・設計 コンサルタント業務	○	○	△
一般業務委託 （除雪・維持修繕等）	△	△	△

○：原則として、電子入札により行うもの

△：出来る限り、電子入札により行うもの

４　電子入札に参加するための準備

電子入札に参加するためには、次の条件を満たす必要があります。

① 山形県財務規則（昭和39年３月県規則第９号）第125条第５項の競争入札参加資格者名簿（「建設工事」又は「測量、建設コンサルタント等」に限る。）に登載されていること。

② インターネットに接続できるパソコン（OSはWindows）があること。また、パソコンは、山形県電子入札システムに接続するために必要な環境（ソフトウェアのインストール、各種接続設定）があること。

③ 電子入札コアシステム対応認証局のＩＣカードを購入し、山形県電子入札システムに利用者登録が完了していること。なお、ＩＣカードは、電子入札システムに接続する時点で有効であること。

５　電子入札の準備に必要な初期費用（参考価格）

電子入札を行う場合に必要となる初期費用の目安は、次のとおりです。

なお、インターネット接続費用やパソコン購入費用等は、別に必要となります。

①	ＩＣカードリーダの購入	9,000円（税抜き）
②	ＩＣカードの購入（有効期間４年の場合）	50,000円（税抜き）
③	ＩＣカードを取得する際に必要な証明書等	約2,000円（税抜き）
	合　計	**約61,000円（税抜き）**

６　ＩＣカードについて

山形県の電子入札システムは、多くの発注機関（国土交通省・農林水産省等の国の機関、都道府県と同じシステムを使用しているため、１枚のＩＣカードで、複数の発注機関の電子入札に参加することができます。詳しくは、各発注機関にお問い合わせください。

（２）山形県ホームページについて

山形県ホームページについて

https://www.pref.yamagata.jp/

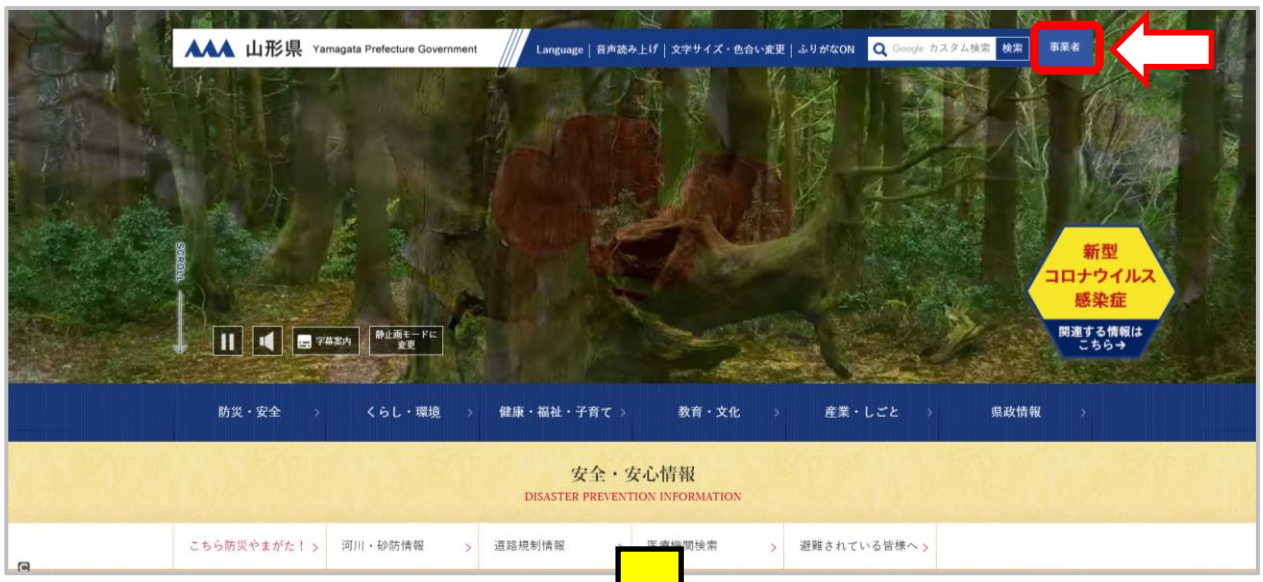

（２）山形県ホームページについて

①　山形県公共事業入札情報ページ

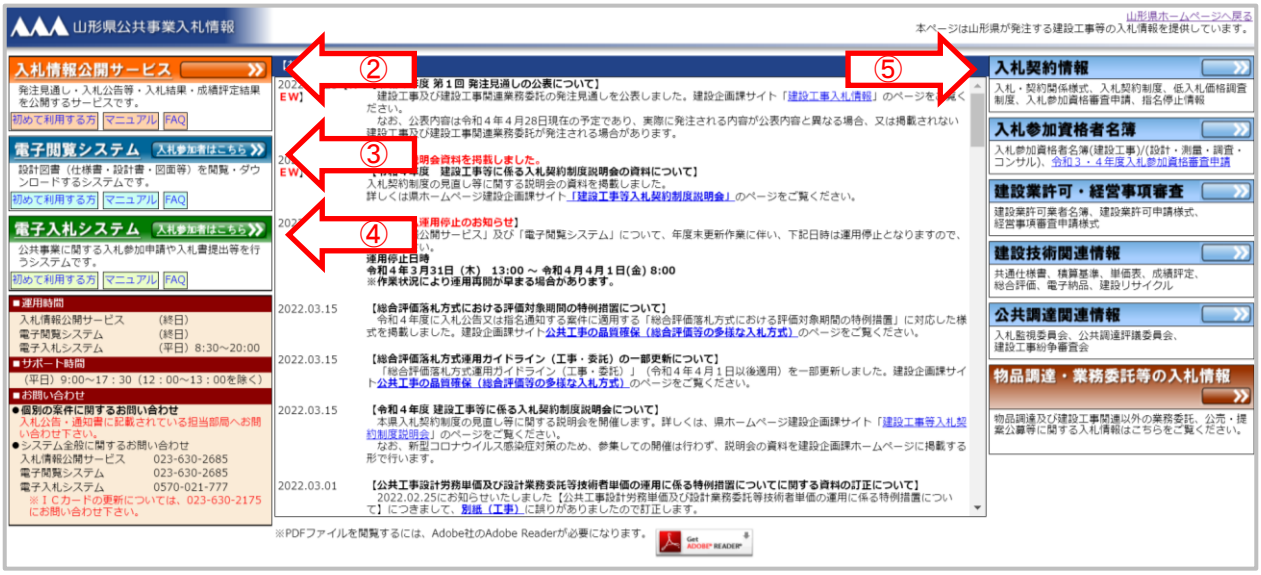

②　山形県入札情報公開サービスページ

③　山形県電子閲覧システム　「ログイン」画面

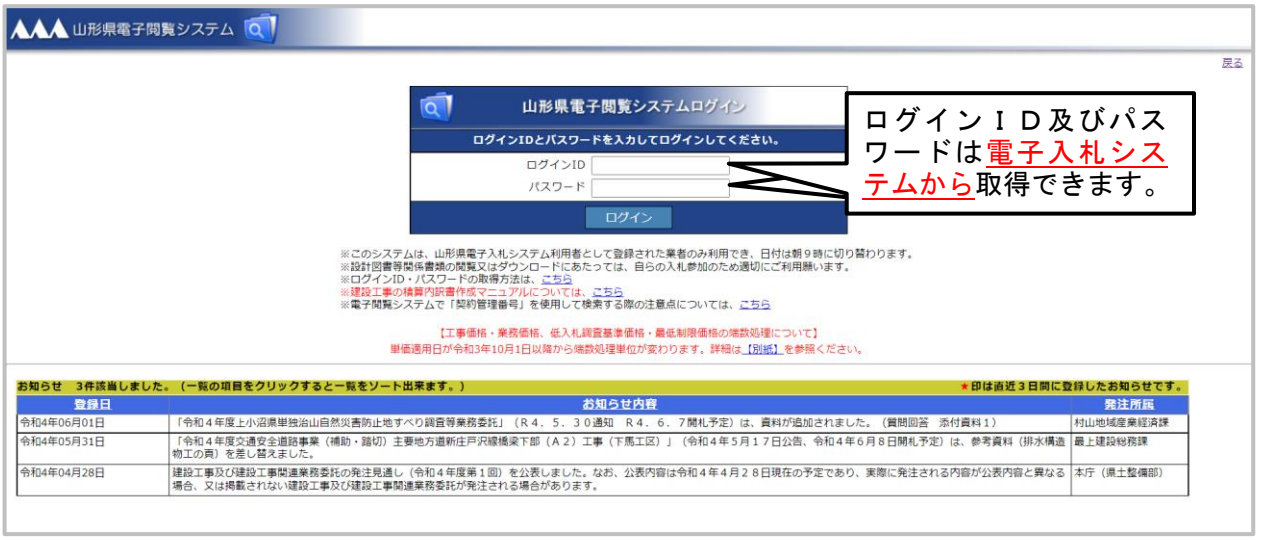

（２）山形県ホームページについて

④　山形県電子入札案内ページ
https://www.pref.yamagata.jp/sr/dbkk2/index.html

（上部）

（２）山形県ホームページについて

- 山形県ホームページ

サイトマップ

HOME PAGE

- 万が一、業務途中に急を要するような障害が発生した場合はその案件の発注部局の担当窓口へ連絡し指示を受けてください。
- 個別の入札案件に関するものは、その案件の発注部局の担当窓口へお問い合わせください。
- 電子入札システムの操作に関するお問合せは電子入札ヘルプデスクまでお寄せください。
  電子メール ： こちらへ
  TEL ： 0570-021-777

◆ログインの際は、必ず有効なICカードをご使用ください。
企業情報(競争入札参加資格者名簿に登載されている商号若しくは名称、本店所在地、代表者若しくは受任者）に変更があった場合は、早急に変更のお手続きをお願いいたします。登記手続中の場合は、当面「競争入札参加資格変更届」のみを提出ください。
◆無効なICカードを使用した入札は無効となります。
◆使用事実が判明した際は、指名停止をおこなう場合があります。

参照 企業情報変更に伴う手続きについて

▲ TOP □ BACK

運用状況についてのお知らせ

2022年 6月 6日 月曜日

通常運用中です。

システム運用時間

▲ TOP □ BACK

電子入札システム動作保障環境について

電子入札システムの対応クライアント環境は、以下のページを参照してください。
参照 パソコン、ブラウザ、インターネット接続回線の準備と仕様の確認

電子入札システムを初めて利用する際の注意点

電子入札システムを初めて利用する際には以下の設定が必要となりますので、必ず実施をお願いします。
■信頼済みサイト等の設定
参照 信頼済みサイトへの登録方法

▲ TOP □ BACK

山形県の電子入札に関する質問等について

個別の案件についての業務途中に、万が一、急を要するような障害が発生した場合は…

万が一、業務途中に急を要するような障害が発生した場合はその**案件の発注部局の担当窓口へ**連絡し指示を受けてください。

個別の入札案件に関するお問合せは…

個別の入札案件に関するものは、その**案件の発注部局の担当窓口へ**お問い合わせください。

山形県電子入札システムの操作に関するお問合せは…

電子入札システムの操作に関するお問合せは電子入札ヘルプデスクまでお寄せください。
電子メール ： 電子入札ヘルプデスク 行
TEL ： 0570-021-777

▲ TOP
■ HOME

◆ホーム ◆参加準備 ◆ログイン ◆お知らせ ◆利用時の留意点 ◆お問合せ

山形県電子入札システム案内ページ

このページについてのお問合せ先：山形県電子入札ヘルプデスク(TEL：0570-021-777)

（２）山形県ホームページについて

⑤　建設工事入札情報ページ

（３）問い合わせ先について

電子入札に関する問い合わせ先

〇該当の案件の入札説明書・入札条件・積算内訳書等の内容に関する問い合わせ

問い合わせ先：入札公告又は指名通知書に記載されている所属

〇山形県の一般的な入札制度等に関する問い合わせについて

問い合わせ先：県土整備部 建設企画課 建設行政担当

TEL　**０２３－６３０－２５７２**

〇競争入札参加資格者名簿（建設工事）（測量・設計コンサル等）の問い合わせ

問い合わせ先：県土整備部 建設企画課 建設行政担当

TEL　**０２３－６３０－２４０２**

〇電子入札システムの操作に関する問い合わせ

問い合わせ先：山形県電子入札ヘルプデスク
メールアドレス：**sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com**

TEL　**０５７０－０２１－７７７**

〇電子納品・電子閲覧に関する問い合わせ

問い合わせ先：県土整備部　建設企画課　システム開発担当

TEL　**０２３－６３０－２６８５**

FAQ（電子閲覧システムについてよくある質問）

受注者から寄せられた質問のうち主なものについてその回答をまとめました。

Q1	電子閲覧システムにはどのようにログインすればよいでしょうか？
A1	電子入札システムにログインし、登録者情報から電子閲覧システムのID・パスワードを確認した後、電子閲覧システムにログインしてください。 （詳細は、電子閲覧システムのマニュアルをご確認お願いいたします。）
Q2	電子閲覧システムのログインにICカードは必要でしょうか？
A2	電子閲覧システムではICカードを使用しませんが、A1のとおり、電子入札システムで電子閲覧システムのID・パスワードを確認することとなるため、その際にICカードが必要となります。3ヶ月は同じID・パスワードを使用することが出来ます。
Q3	ICカードを一枚しか持っていません。複数のパソコンから電子閲覧システムで閲覧する場合、複数のICカードが必要なのでしょうか？
A3	複数のICカードは必要ありません。電子入札システムで取得するID・パスワードは企業ごととなっており、同じID・パスワードで複数のパソコンから閲覧することが可能です。
Q4	電子閲覧システムのID・パスワードは何月に変更されるのでしょうか？
A4	電子閲覧システムのID・パスワードは3月・6月・9月・12月の初めに更新されます。
Q5	電子閲覧システムで閲覧できる案件には何か制限があるのでしょうか？
A5	電子閲覧システムでは、現在公告中の全ての一般競争入札案件と、御社が指名されている随意契約、又は指名競争入札の案件について、入札公告図書を閲覧・ダウンロードできます。 ※発注見通し、入札公告等、入札結果、成績評定結果については入札情報公開サービスで閲覧・ダウンロードすることができます。 ただし、随意契約、又は指名競争入札の案件については、入札公告及び入札説明書を閲覧・ダウンロードできません。
Q6	電子閲覧システムと併用で閲覧所での図面等の閲覧は可能でしょうか？
A6	該当案件の入札説明書に記載されている閲覧方法をご確認ください。

（４）電子閲覧について

電子閲覧システムで取扱う情報と閲覧の可否

１　入札公告等

No.	項　目	ログインによる閲覧【電子閲覧システム】		一般の方【入札情報公開サービス】
		電子入札システムに有効な利用者登録がある場合に閲覧できる項目。		インターネット上で誰でも閲覧できる項目。
		一般競争入札	指名競争入札 随意契約	
1	一般競争入札の公告	●	―	●
	指名通知書又は見積依頼書	―	△	○
2	入札説明書（入札条件）	●	―（□）	●
3	積算内訳書（工事は原則提出。工事以外は入札説明書等の記載による。）	●	□	×
4	仕様書	●	□	×
5	設計書（金抜）	●	□	×
6	図面	●	□	×
7	その他（数量計算書等）	●	□	×
8	電子入札システムによる質問への回答で、添付資料がある場合	●	□指名通知 ―見積依頼	×

凡例　●：閲覧可　　○：概要のみ閲覧可　　×：閲覧不可　　―：非該当
△：電子入札システムで通知
□：指名通知書又は見積依頼書を受けた事業者のみ閲覧可

２　入札結果等

No.	項　目	一般の方　【入札情報公開サービス】
1	発注見通し	●
2	入札結果	●
3	成績評定結果	●
4	お知らせ	●

凡例　●：閲覧可　　※ログインできる方も〔入札情報公開サービス〕から閲覧

（注）電子閲覧システムにログインするためには、電子入札システムに接続できることが必要です。

電子入札システムの接続要件は、次のとおりです。

① 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（「建設工事」又は「測量、建設コンサルタント等」に限る。）に登載されていること。

② インターネットに接続できるパソコン（OS は Windows）があること。また、パソコンは、山形県電子入札システムに接続するために必要な環境（ソフトウェアのインストール、各種接続設定）であること。

③ 電子入札コアシステム対応認証局のICカードを購入し、山形県電子入札システムに利用者登録が完了していること。なお、ICカードは、電子入札システムに接続する時点で、有効であること。

電子閲覧システムの ID・パスワードの確認方法

電子閲覧システムで使用するログインID・パスワードは、電子入札システム上で確認します。
確認には有効なICカードが必要となります。
「建設工事」、「測量・コンサルタント」二つの名簿に登録している場合、業者番号（名簿登載番号）ごとにパスワードが異なります。電子閲覧用のパスワードは**3月、6月、9月、12月の月初めに変更**しますので、ご注意下さい。

以下の手順にて電子閲覧システムの ID・パスワードを確認してください。

（1）業者概要画面の表示
電子入札システムへログインし、左メニューの**「登録者情報」ボタン**①をクリックします。

（５）電子閲覧のパスワード確認方法

（2）ログインID・パスワード及び業者概要の確認
業者概要画面が表示されますので、**電子閲覧システム用のログインID・パスワード(A)**※1を確認します。

<u>注意事項</u>

※1 「建設工事」、「測量・コンサルタント」二つの名簿へ登録している場合、業者番号ごとに電子閲覧システムのログインID・パスワードが異なります。
各業者番号のログインID・パスワードを連続して確認する場合、対象のICカードを入れ替えた後、左メニューの「登録者情報」をクリックしてください。PIN番号入力後、ログインID・パスワードを確認することが可能です。

<u>●詳細については、操作マニュアル「01_準備・共通編」をご参照ください。</u>

操作間違い事例及び注意事項等について

１　電子入札システム操作の間違い事例

①一般競争入札参加資格確認申請書に別の案件の確認資料を添付してしまい、参加資格「無」となってしまった。
　→ 申請書締切日時の前であれば、発注課に連絡すると再提出できます。
　　申請書締切日時の後は、確認資料の再提出はできません。

②入札書の入札金額に間違った金額を入力してしまった。
　→ 入札書の修正・訂正・再提出はできません。

③間違って別の案件の積算内訳書を添付してしまい、入札無効となってしまった。
　→ 積算内訳書の修正・訂正・再提出はできません。

④間違って県の指定するファイル以外の積算内訳書を添付してしまい、入札無効となってしまった。
　→ 積算内訳書の修正・訂正・再提出はできません。

⑤受付締切日時まで入札書・申請書を提出しなかった。（忘れていた）
　→ 受付締切後は提出できません。

発行する前に必ず確認してください。

２　電子入札システムを利用するための事前準備

①2022 年 5 月 25 日より Windows11 でも電子入札システムが利用できます。

②2022 年 6 月 16 日より Windows10 における Internet Explorer 11 のサポートが終了し、サポート終了後は動作保証外となります。

③ＯＳは Windows8.1、Windows10、Windows11 に対応（Windows7 はサポート対象外）し、ブラウザは Microsoft Edge、Google Chrome（Windows8.1 のみ Internet Explorer 11）に対応しています。

④Microsoft Edge、Google Chrome を利用するためには、ブラウザの設定を行う必要があります。詳細の内容は「（別紙）Microsoft Edge／Google Chrome を使用する場合の設定」を確認してください。

⑤事前準備を行っていないと電子入札システムにログインできません。

⑥県の競争入札参加者名簿に登録されている代表者又は受任者名義のＩＣカードを購入していないと利用者登録はできません。

⑦Microsoft Edge、Google Chrome のサイトのアクセス許可設定（Internet Explorer11 の信頼済みサイト）に次のアドレスを登録していないと電子入札システムが正常に動作しません。
サイトアドレス：「https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp」

（６）操作間違い事例及び注意事項等について

⑧ポップアップブロック機能が付いたソフトを使用している場合、その機能を動作しないようにするか、電子入札システムに対してその機能を無効に設定しないとシステムは正常に動作しません。（ポップアップブロックの機能が付いているソフトの例として、各種のホームページ検索ツールバー（Yahoo!ツールバー、Google ツールバーなど）、 各種ウイルス対策ソフト等があげられます。）

⑨ブラウザのお気に入りやショートカットに、電子入札システムログイン後のアドレスを設定しても正常に動作しません。「山形県電子入札システム案内ページ」のログインボタンからログインすると正常に動作します。

⑩利用者登録の際に必要な情報は、競争入札参加資格者名簿（県のホームページでも公開しています。）に記載されている以下のものです。入力間違いのないよう入力してください。

〇企業名称：「（株）や（有）など」の省略は行わないでください。

〇業者番号：９桁の番号です。競争入札参加資格者名簿に記載されている番号（８桁）の先頭に"0"を追加し、９桁の番号で入力してください。

⑪利用者登録の際に登録する電話番号は、競争入札参加資格審査申請（名簿搭載の申請）の際に提出した電話番号を登録してください。（問合せなどで利用する場合があります。）

「山形県電子入札システム案内ページ」の「事前準備」を確認してください。

３　電子入札全般（システム操作以外）の注意事項

① 積算内訳書について

ａ　山形県電子閲覧システムに掲載されている積算内訳書（Excel ファイル）は、直接開かず任意の場所に保存してから開いてください。直接開いた場合、Excel が正常に動作しません。

ｂ　Excel のマクロが無効になっている場合、積算内訳書の入力ができません。「積算内訳書の作成マニュアル」の手順に従い、マクロを有効にして作業してください。

ｃ　積算内訳書（Excel ファイル）の業者名等が空欄で提出された場合、入札が無効となることがありますので注意してください。

ｄ　金額入力欄に数式を入力した場合や、任意のセルに別の Excel で作成したデータを貼り付けした場合は、積算内訳書（Excel ファイル）が正常に作成されず、入札が無効となることがありますので注意してください。

詳細については、ホームページに掲載している次の資料を確認して下さい。

掲載先：電子閲覧システムログインページ

⇒ ※建設工事の積算内訳書作成マニュアルについては、こちら

⇒ 積算内訳書の作成マニュアル

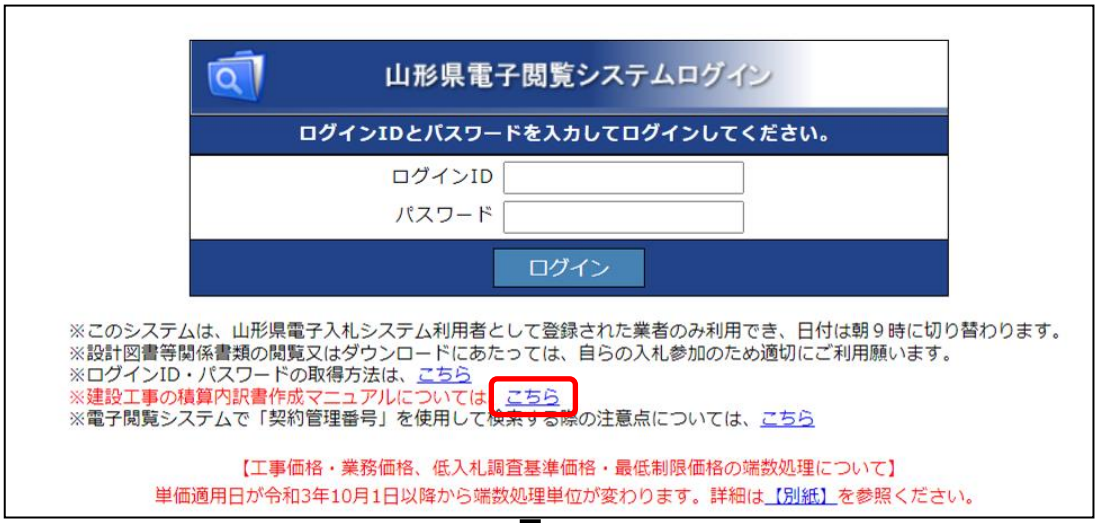

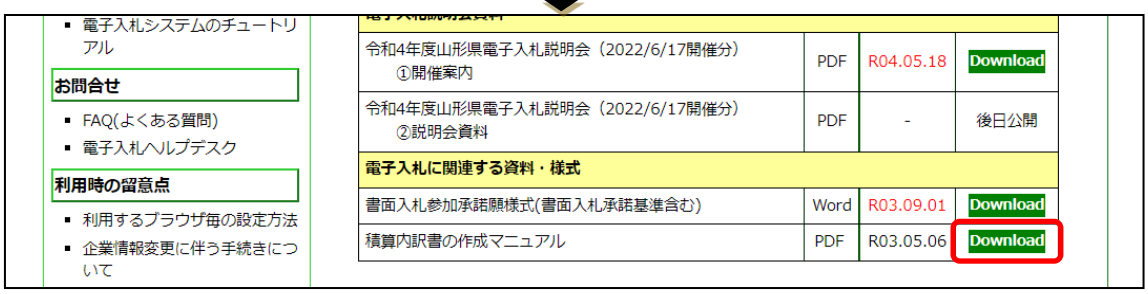

（６）操作間違い事例及び注意事項等について

②総合評価落札方式について

ａ　「工事」の総合評価落札方式については、「標準型」・「簡易Ⅰ型」・「簡易Ⅱ型」の３タイプ、「土木工事関連業務委託」については、「標準型」・「簡易型」の２タイプがあります。参加資格申請の際に添付する資料（ＶＥ提案書、技術資料）は、入札タイプ毎に違う様式となっています。間違って別のタイプの様式を添付することがないよう入札公告及び入札説明書を確認の上、所定の様式を添付してください。

ホームページに様式を掲載していますので、確認の上、所定の様式を使用してください。

掲載先：山形県公共事業入札情報 ⇒ 入札契約情報
⇒ 建設工事入札情報 ⇒ 2. 建設技術
⇒ 1. 建設工事技術関連情報 ⇒ 総合評価等
⇒ 公共工事の品質確保（総合評価等の多様な入札方式）

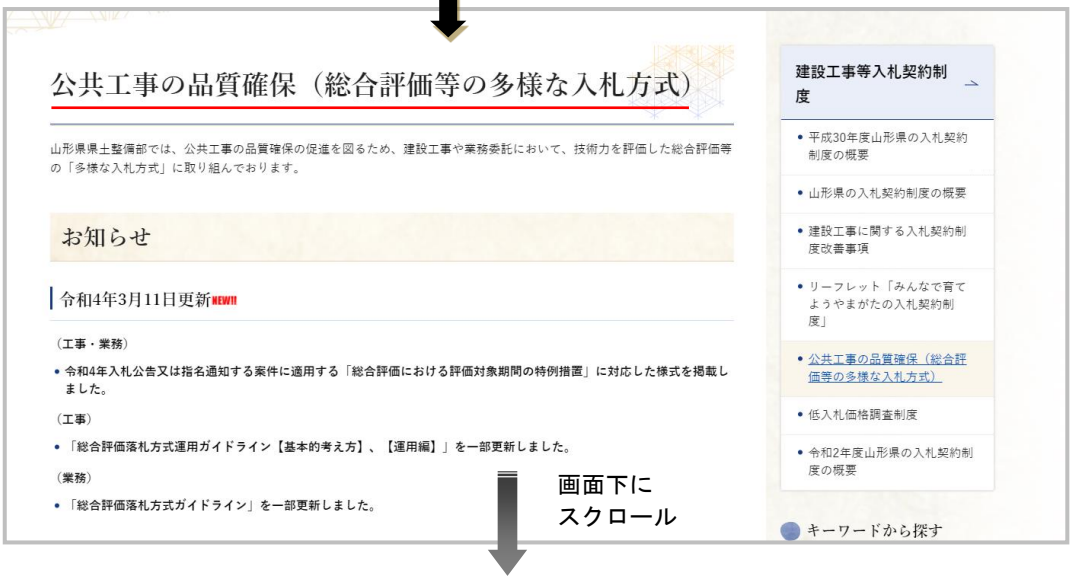

（６）操作間違い事例及び注意事項等について

【工事】

【土木工事関連業務委託】

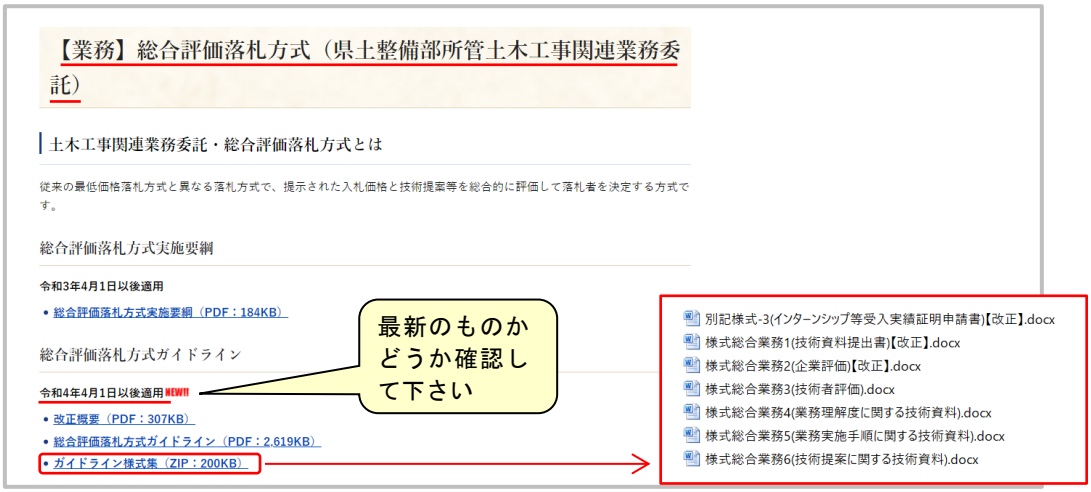

③ＩＣカードについて

ａ　商号名称・代表者・本店住所・電話番号を変更した場合は、各総合支庁建設総務課行政係（県外業者の場合は県庁建設企画課建設行政担当）に競争入札参加資格変更届を提出し、その後にＩＣカードを登録するようお願いします。（変更届が提出されていないと利用者登録審査が行えません。）

ｂ　業者の合併等により入札参加資格が無くなった場合は、速やかに報告願います。また、入札参加資格のないＩＣカード（代表者変更前のＩＣカード、住所変更前のＩＣカード、廃業した業者のＩＣカード等）で提出した入札書は無効となりますので、必ず入札参加資格を有するＩＣカードを使用してください。

入札参加資格のないＩＣカードで行った入札は無効となります。

FAQ　電子入札ヘルプデスクによくあるお問合せ

電子入札ヘルプデスクへ寄せられた主なお問合せとその対処方法を記載しました。

◆ログイン時のトラブルについて

Q　**電子入札システムを開くと、「電子入札補助アプリの新しいバージョンがリリースされています。最新の電子入札補助アプリを入手してインストールしてください。」と表示される。**

A　**電子入札補助アプリのバージョンが最新でないと考えられます。**

【メッセージ画面例】

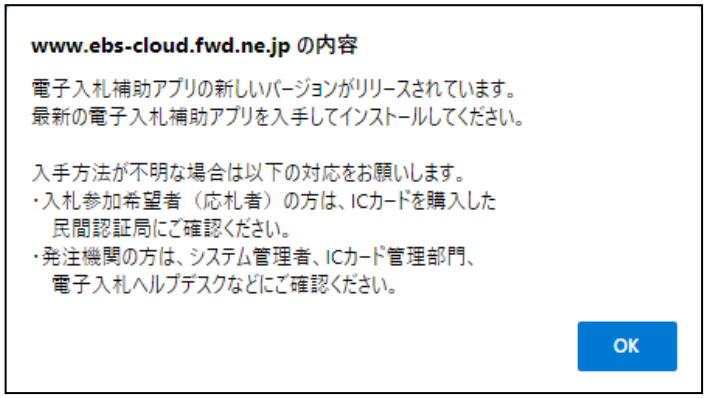

＜電子入札補助アプリのバージョン確認方法＞
(1)スタートメニューから「コントロールパネル」を起動します。
(2)「プログラムと機能」(プログラムのアンインストール)をクリックします。
(3)「電子入札補助アプリ」のバージョンを確認してください。

【古いバージョンの画面例】

電子入札補助アプリは各認証局(ICカードの発行元)が提供していますので、最新バージョンをインストールしていない場合は認証局のホームページ等で確認してください。
なお、電子入札補助アプリの提供方法やインストール方法は、認証局により異なりますので注意してください。

Q **電子入札システムを利用しようとすると、「Internet Explorer／Microsoft Edge／Google Chrome は動作を停止しました」とメッセージが表示されてしまう。**

【メッセージ画面例】

【Internet Explorerの場合】

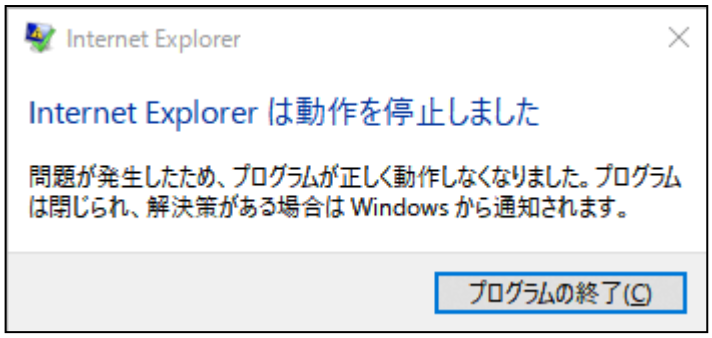

【Microsoft Edgeの場合】

【Google Chromeの場合】

A **マイクロソフト社製以外の拡張機能が電子入札システムの画面を遮断していると考えられます。**

マイクロソフト社製以外の拡張機能（検索用のツールバーや、プラグインなど）の動作が、問題の原因になっている可能性があります。主な原因として挙げられる以下の点を確認してください。

●インターネット上で提供されているツールバーがインストールされていないかを確認してください。
問題となる主なツールバーの主な提供元として、Yahoo!、Google、BIGLOBE、gooなどがあります。
インストールされている場合、使用していないツールバーを削除するか、サードパーティー製のブラウザ拡張を無効にしてください。
>>> インストールされているソフトウェアの削除はWindowsのコントロールパネル「プログラムと機能」で行うこ

とができます。
サードパーティー製のブラウザ拡張を無効にする場合は、電子入札案内ページ「ＦＡＱ(よくある質問)」の「サードパーティー製ブラウザ拡張機能の無効化」を参照してください。

●Internet Explorerの設定で、信頼済みサイトへの登録状況を確認してください。登録されていない場合は、登録してください。
>>> 電子入札案内ページ「Internet Explorer 11 を利用する場合の注意点」を参照してください。

●Microsoft Edgeの設定で、サイトのアクセス許可への登録状況を確認してください。登録されていない場合は、登録してください。
>>> 電子入札案内ページ「Microsoft Edgeの設定方法」を参照してください。

●Google Chromeの設定で、サイトのアクセス許可への登録状況を確認してください。登録されていない場合は、登録してください。
>>> 電子入札案内ページ「Google Chromeの設定方法」を参照してください。

●ウイルス対策ソフトウェアが原因の場合があります。各発売元へ確認してください。

●パソコンに追加したソフトウェアが原因となっている場合があります。新たにソフトウェアをインストールされる際は注意してください。

（７）よくあるお問合せについて

Q **Internet Explorerで電子入札システムを利用しようとすると、「このページに安全に接続できません」又は「プロキシサーバは応答していません」とメッセージが表示されてしまう。**

【メッセージ画面例】

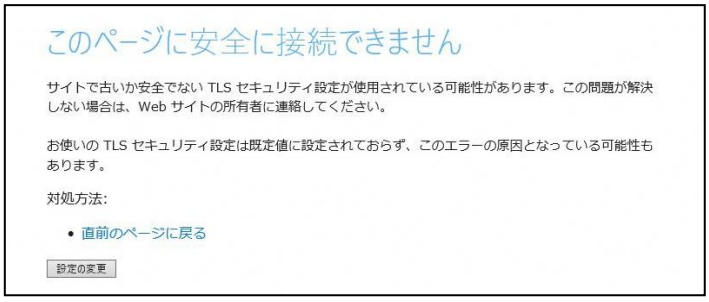

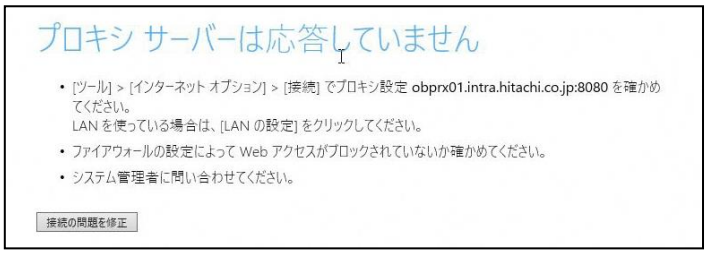

A **「TLS1.2」の通信が許可されていない可能性があります。**

Internet Explorerの「インターネットオプション」で「TLS1.2」の通信が許可されているか、次の「Internet Explorerの詳細設定確認方法」を参考に確認してください。

＜Internet Explorerの詳細設定確認方法＞

(1)「Internet Explorer」を起動します。

(2)ツールメニューから[インターネットオプション]をクリックします。

(3)インターネットオプション画面の[詳細設定]タブをクリックします。

[セキュリティ]の[TLS1.2の使用]にチェックが入っているか確認してください。

チェックが入っていない場合は、チェックをつけてください。

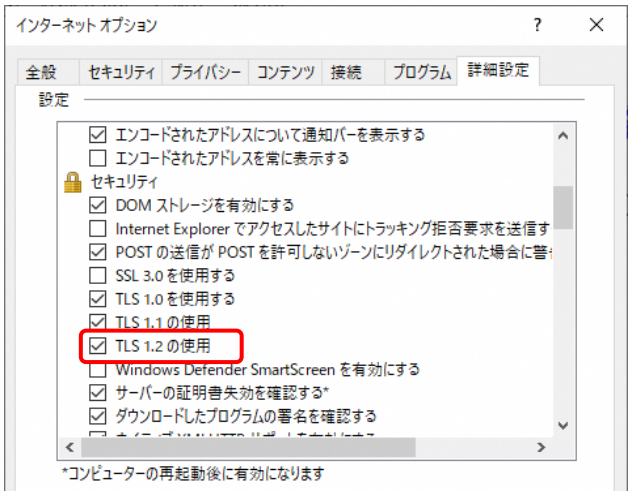

※最新のバージョンをご利用の場合、「TLS1.3の使用」まで表示されますが、「TLS1.2の使用」にチェックをつけてください。

（７）よくあるお問合せについて

Q **「サーバとの接続に失敗しました。ブラウザを閉じて初めから操作を行ってください。」と表示され、時刻表示がされない。**

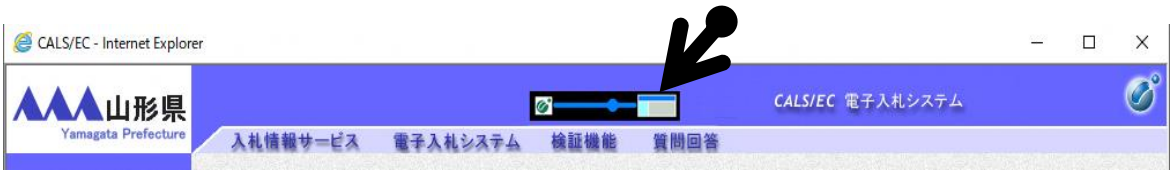

【メッセージ画面例】

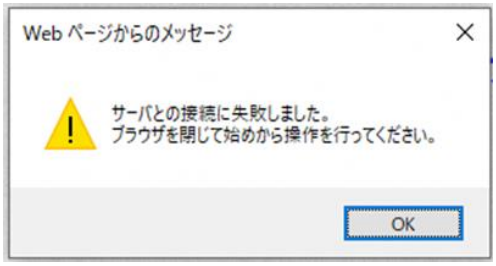

A **「電子入札補助アプリ」が起動していない、又はインストールされていない可能性があります。**

電子入札システムを利用するための「電子入札補助アプリ」が起動していない可能性があります。タスクトレイに「電子入札補助アプリ」が表示されているか確認してください。

タスクトレイに表示されていない場合は、スタートメニューから「電子入札補助アプリ」フォルダ内の電子入札補助アプリを起動してください。
電子入札補助アプリがタスクトレイに表示されている（起動している）状態で、再度ログインをしてください。

【タスクトレイ画面例】

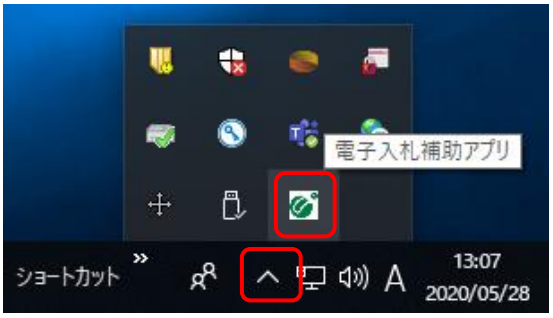

【スタートメニュー画面例】

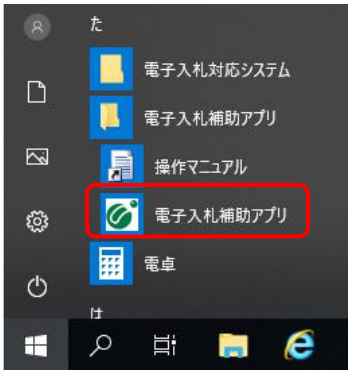

電子入札補助アプリは各認証局（ICカードの発行元）が提供していますので、インストールしていない場合は認証局のホームページ等で確認してください。
なお、電子入札補助アプリの提供方法やインストール方法は、認証局により異なりますので注意してください。

（７）よくあるお問合せについて

Q **PIN番号入力ダイアログでPIN番号を入力後、OKをクリックすると、以下のようなメッセージが表示される。**
● APPLET-CRITICAL-******-03002　ログインに失敗しました。**

【メッセージ画面例】

A **PIN番号の誤入力の可能性があります。**

●PIN番号に留意し、再度操作を行ってください。アルファベットが含まれるPIN番号の場合は、キーボードの大文字、小文字の設定にも注意してください。また、規定の回数を超えてログインに失敗するとICカードが使用できなくなりますので、同じ状況が連続した場合は認証局（ICカードの発行元）へ問合せください。

Q **PIN番号入力ダイアログでPIN番号を入力後、OKをクリックすると、以下のようなメッセージが表示される。**
● APPLET-CRITICAL-******-03001　デバイスが使用できません。**

A **ICカードまたはICカードリーダーの不具合が考えられます。**

以下の点を確認してください。

●ICカードリーダーがセットアップ時と同じ接続口に正しく接続されていることを確認した後、パソコンを再起動してください。再起動した後、再度操作を行ってください。

●ICカードをICカードリーダーから抜き取り、挿入方向等を確認した後、改めて挿入してください。その後、再度操作を行ってください。

以上の操作でも改善しない場合は、認証局（ICカードの発行元）へ問合せください。

Q **PIN番号入力ダイアログでPIN番号を入力後、OKをクリックすると、以下のようなメッセージが表示される。**
● APPLET-ERROR-******-10048　画面操作時にエラーが発生しました。再度同じ処理をしてください。**

A **ポップアップブロック機能のため、電子入札システム画面が遮断されていることが原因として考えられます。**

●Internet Explorerの信頼済みサイトへの登録、余分なツールバーの削除等を行ってください。
>>> 本資料の「Q電子入札システムを利用しようとすると、「Internet Explorer／Microsoft Edge／Google Chromeは動作を停止しました」とメッセージが表示されてしまう。」の対処方法を参照してください。

Q PIN番号入力ダイアログでPIN番号を入力後、OKをクリックすると、利用者登録済みのICカードを使用しているにもかかわらず「挿入されているICカードは利用者登録されていません」とメッセージが表示される。

A 山形県の電子入札システムに正しく接続されていないことが原因として考えられます。

●パソコンを再起動した後、山形県庁ホームページから「山形県電子入札システム案内ページ」へ移動し、［電子入札システムへログイン］をクリックしてログインの操作を行ってください。電子入札システムへログインする際は、必ず「山形県電子入札システム案内ページ」から操作を進めてください。
>>> 仮登録になっている場合や利用者登録が完了していない場合は本登録まで利用できません。ICカードをご確認の上、操作をお願いします。

◆利用者登録・ICカードの取り扱いについて

Q 入札参加資格者名簿に登録している代表者の変更があったので、変更書類を提出した。
電子入札システムではどのような手続きが必要か。

A 代表者がICカードの名義人であった場合は、新しいICカードの取得及び利用者登録が必要です。

次の点を確認の上、必要な手続きを行ってください。

●古い代表者名義のICカードを使用している場合
古いICカードで行われた入札は無効の取扱となります。変更後の代表者名義でICカードを取得し、利用者登録処理の［登録］を行ってください。新しいICカードの登録完了まで電子入札システムを使用することができませんので、その間の入札には書面で参加してください。
>>> 利用者登録の操作については、電子入札システム操作マニュアル 第1章準備・共通編「1．4．1 ICカードの登録」を参照してください。

●受任者名義のICカードを使用している場合
受任者に変更がないため現在のICカードを継続して使用することができます。新しいICカードの取得及び電子入札システムへの手続きは不要です。ただし、入札参加資格者名簿の変更書類が受理されるまで（委任状の確認）、ICカードは無効の取扱となりますので、その間の入札には書面で参加してください。
>>> 電子入札案内ページの「◆利用時の留意点」より「代表者が変更となった場合のICカードの取扱いについて」を参照してください。

◎無効のICカードで提出された入札書及び申請書は無効となります。注意してください。

Q 電子入札で使用するパソコンを別のパソコンに変えた。利用者登録が必要か。

A 不要です。

●カードリーダーのセットアップ、ブラウザの設定等の事前準備完了後は、そのまま利用できます。
>>> 電子入札案内ページ「事前準備」を参照してください。

（７）よくあるお問合せについて

Q **連絡先メールアドレスの情報を変更したが、「指名通知書発行のお知らせ」のメールが変更前のメールアドレスに届いている。**

A **代表窓口情報の連絡先メールアドレスの変更が完了していないことが原因として考えられます。**

●「指名通知書発行のお知らせ」のメールは、登録している「代表窓口情報」の連絡先メールアドレス宛に送信しています。利用者登録処理【変更】の操作により、登録情報の確認・修正をお願いします。指名通知以外のメールは、「ICカード利用部署情報」の連絡先メールアドレス宛に送信しています。メールアドレスに変更があった場合は、同様の操作で登録情報の確認・修正をお願いします。

>>> 利用者情報変更の操作については、電子入札システム操作マニュアル 第1章準備・共通編「1．4．2 ICカードの登録内容の変更」を参照してください。

●メールサーバーのメールボックスが電子メールを受信できない状態となっている、迷惑メールにまぎれて電子メールが削除されてしまっている、通信回線等の一時的な障害で電子メールを受信できない状態となっている等も他の原因として考えられます。メールアドレスに間違いがない場合は確認してください。

◎お知らせのメール送信機能は補助的なものです。その性質上、メールの到着が遅れる、届かないなどの場合がありますので、案件の日程に合わせて、必ず電子入札システムで確認を行ってください。

Q **ICカードの有効期限が近づいてきたため、新しいICカードで電子入札システムに利用者登録する。利用者登録の操作は、[登録]、[変更]、[ICカード更新]のどの操作で行うのか。**

A **現在登録しているICカードの有効期限によります。**

●現在登録しているICカードの有効期限がまだ期限内の場合

[ICカード更新]の操作を行います。現在登録しているICカードとこれから登録するICカードそれぞれを準備し、必要な操作を行ってください。

[ICカード更新]の操作が完了すると、直ちに新しいICカードが利用できるようになり、古いICカードは利用できなくなります。

>>> 操作については電子入札システム操作マニュアル 第1章準備・共通編「1．4．3 ICカードの更新」

を参照してください。

(注意)ICカードの有効期限がまだ期限内の場合でも、[ICカード更新]ができない場合があります。
[ICカード更新]ができない場合は、[登録]を行ってください。

●現在登録しているICカードの有効期限が既に期限切れの場合
[登録]の操作を行います。新しいICカードで操作を行ってください（古いICカードは利用できません。）。
>>> 電子入札システム操作マニュアル 第1章準備・共通編「1．4．1 ICカードの登録」を参照してください。

Q **ICカードの有効期限が近づいてきたため、新しいICカードを[ICカード更新]ではなく[登録]の操作で利用者登録したが問題あるか。**

A **問題ありません。**

●[登録]の操作で新しいICカードの利用者登録を行った場合は、ICカードの追加登録となります。これまで使用していたICカードは有効期限が切れるまで使用することができます。

Q **1つの調達案件に複数のICカードで参加しても問題ないか。**

A **問題ありません。**

●山形県の電子入札システムでは、1つの調達案件に対して複数のICカードを利用することができます。入札参加中に新たなICカードで利用者登録を行い、そのICカードで続きの操作を行っても問題ありません。例えば、参加資格確認申請書提出時のICカードと入札書提出時のICカードが異なるものであっても問題ありませんし（ただし、異なる名義人のICカードは不可。）、過去の案件状況を確認することもできます。

◆電子入札システム操作中のトラブルについて

Q 以下のようなメッセージが表示され入札書の提出ができない。
●APPLET-ERROR-*******-10020　指定された添付資料が見つかりません。

A **「信頼済みサイト」「サイトのアクセス許可」の設定に電子入札システムのURLが登録されていない可能性があります。**
ご利用のブラウザごとに対処方法が異なります。

【Internet Explorerの場合】
●Internet Explorerの「インターネットオプション」にて、電子入札システムのURLが信頼済みサイトに登録されているか確認してください。

＜信頼済みサイトの確認方法＞
（１）「Internet Explorer」を起動します。
（２）ツールメニューから[インターネットオプション]をクリックします。
（３）インターネットオプション画面の[セキュリティ]タブをクリックします。
（４）ゾーンの選択で「信頼済みサイト」を選択し、「サイト」ボタンをクリックします。
[Webサイト]欄に下記URLが登録されているか確認をしてください。
https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp
登録が無い場合は[このWebサイトをゾーンに追加する]欄より登録をしてください。

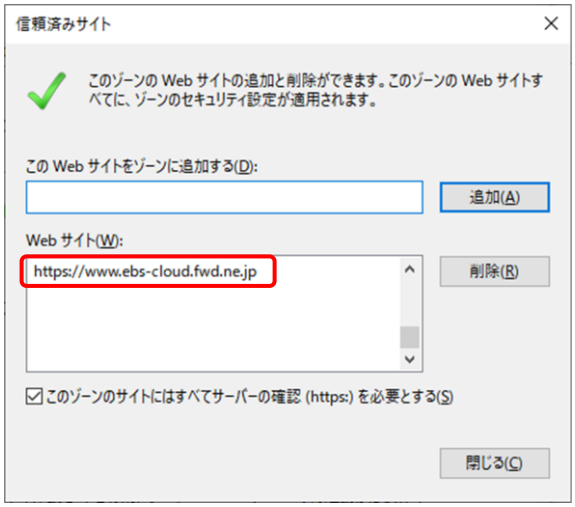

>>> 電子入札案内ページ「Internet Explorer 11 を利用する場合の注意点」を参照してください。

【Microsoft Edgeの場合】
●Microsoft EdgeのCookieとサイトのアクセス許可にて、電子入札システムのURLがサイトのアクセス許可に登録されているか確認してください。

＜サイトのアクセス許可の確認方法＞
（１）「Microsoft Edge」を起動します。
（２）ウィンドウ右上の「×」のすぐ下にある「…」をクリックします。表示されたメニューの「設定」をクリックします。
（３）左側のメニューにある「Cookie とサイトのアクセス許可」をクリックします。

（４）保存されたCookieとデータ画面の「ポップアップとリダイレクト」ボタンをクリックします。
［許可］欄に下記URLが登録されているか確認をしてください。
https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp
登録が無い場合は［追加］ボタンより登録をしてください。

【Google Chromeの場合】
●Google Chromeのポップアップとリダイレクトにて、電子入札システムのURLがサイトのアクセス許可に登録されているか確認してください。

＜サイトのアクセス許可の確認方法＞
（１）「Google Chrome」を起動します。
（２）ウィンドウ右上の「×」のすぐ下にある「…」をクリックします。表示されたメニューの「設定」をクリックします。
（３）設定画面内にあるセキュリティとプライバシーの「サイトの設定」をクリックします。
（４）保存されたCookieとデータ画面の「ポップアップとリダイレクト」ボタンをクリックします。
［ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可するサイト］欄に下記URLが登録されているか確認をしてください。
https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp
登録が無い場合は［追加］ボタンより登録をしてください。

（７）よくあるお問合せについて

Q 目的の案件が調達案件一覧（入札状況一覧）に表示されない。

A 検索条件が異なっていることが考えられます。

●案件検索の操作を連続して行った場合など、目的の案件が表示されないことがあります。電子入札システムの画面を全て終了し、再ログイン後、改めて検索を行ってください。
>>> 調達案件番号がわかる場合は、調達案件検索画面で契約管理番号または調達案件番号のみを条件として検索をする方法が確実です。
参考：電子入札システム操作マニュアル 第1章準備・共通編「1．4．5 電子入札システムログイン後の操作」

●指名競争入札の場合、指名された業者番号に対応したICカードで電子入札システムにログインしないと調達案件一覧・入札案件一覧に案件が表示されません。特に、建設工事と設計・コンサルの業者番号それぞれにICカードを登録している場合は注意してください。

Q 入札書提出時、【提出内容確認】ボタンをクリックすると、とエラーが表示される。
● APPLET-ERROR -01101302-10020　指定されたファイルがみつかりません。

A 添付資料の添付が正しく実行されていないことが考えられます。

●添付操作時、対象となる積算内訳書を保存している階層（フォルダ構成）が深すぎる場合、正しい手順でファイルを添付しても正常に動作しないことがあります。積算内訳書等の添付資料は、Dドライブの直下など階層の浅い場所に保存した状態で添付の操作を行ってください。

Q 積算内訳書の提出は要求されていない案件に、入札書作成画面に積算内訳書添付欄がある。
何も添付せず操作を進めるとエラーが表示される。

A 発注課へ連絡してください。

●積算内訳書等の添付欄がある場合、何も添付せずに操作を進めることはできません。発注課へ連絡し、指示を仰いでください。

Q 一般競争入札参加資格確認申請書を提出するが、確認資料を持参するため何も添付するものがない。
何も添付せず操作を進めるとエラーが表示される。

A 入札説明書を確認してください。

●確認資料を持参する場合の対応については入札説明書等を確認し、不明な場合は発注課に指示を仰いでください。
>>> 通常は、何らかの代替資料を添付することで一般競争入札参加資格確認申請書を提出します。

（７）よくあるお問合せについて

Q 操作中、「サーバと通信中です」と表示されたままになり、画面が進まない。

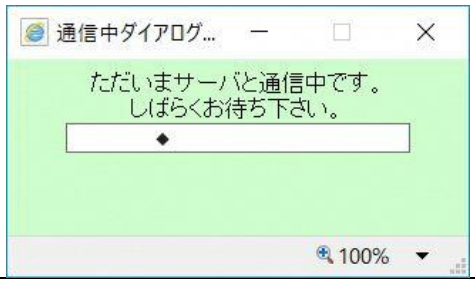

A 一時的な不具合と考えられます。

●通信中ダイアログと電子入札システムの画面を全て終了してください。
>>> 提出等の操作の途中であった場合は、再度電子入札システムにログインし、調達案件一覧または入札状況一覧のボタン表示を確認してください。提出が完了していない場合は、再度操作を行うことができます。

Q 完了した過去の案件を検索しても、当該案件が一覧画面に表示されない。

A 調達案件検索画面で検索条件を変えてください。

●案件検索時に、「結果登録済の案件を表示しない場合はチェックしてください」という検索条件が設定されている場合、完了案件が一覧画面に表示されません。
「調達案件検索」画面で「結果登録済の案件を表示しない場合はチェックしてください」の検索条件を解除（チェックボックスを非選択とする）して、再度一覧画面に遷移してください。

Q 印刷ボタンが存在しない画面の内容を印刷する場合の方法について。

A ブラウザの印刷機能を使用してください。

●印刷ボタンが存在しない画面の印刷を行う場合、ブラウザの印刷機能を使用した次の手順で印刷することができます。
>>> （手順）
①対象の画面を開きます。
②画面上を右クリックし、「印刷」メニューを選択します。
③表示された印刷ダイアログにて、印刷ボタンをクリックし、印刷を行います。

（７）よくあるお問合せについて

Q 利用者登録をしたら仮登録となった。電子入札システムにログインできない。

A 県建設企画課の審査後に本登録となります。本登録になるまでしばらくお待ちください。

●仮登録となった場合、県建設企画課が審査した後に本登録となります。本登録までは電子入札システムにログインできませんので注意してください。
なお、本登録までの審査に要する時間は通常1週間程度となります。詳しくは県建設企画課にお問合せください。
本登録後は次のような「◇利用者登録許可のお知らせ」メールが届きます。

◇利用者登録許可のお知らせメールサンプル画面

sys-e-cydeenaspmgr.va@ml.hitachi-systems.com
[ecydeen-cd-se] ◇利用者登録許可のお知らせ
宛先

利用者登録が承認されましたのでお知らせ致します。
このメールは登録された連絡先メールアドレス宛に送信されています。

調達機関名称：山形県

企業ＩＤ　：1060
企業名称　：(株) テスト工務店
連絡先氏名：テスト　１太郎
連絡先住所：〇〇〇〇市××町△丁目１－１－１

シリアル番号　　：3616724959280574773(１０進)
証明書有効期限：2019/07/01

****
電子入札ＡＳＰセンター

E-mail　　：sys-e-cydeenaspmgr.va@ml.hitachi-systems.com
ヘルプデスク E-mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
ヘルプデスク URL　：
****

◆その他

Q 積算内訳書にデータを入力し、ワークシート上の実行ボタンをクリックすると、エラーが表示される。
● 実行時エラー91　オブジェクト変数またはwithブロック変数が設定されていません。

A 積算内訳書の保存方法に問題がある可能性があります。

●「建設工事　入札情報公開サービス」のページ上で開いた積算内訳書画面では正しく動作しません。必ず、パソコンに保存した積算内訳書ファイルを使用してください。
>>> 操作方法の詳細、またその他の注意事項については、山形県ホームページ「山形県電子入札システム案内ページ」の「積算内訳書の作成マニュアル」を参照してください。（研修資料15ページ参照）

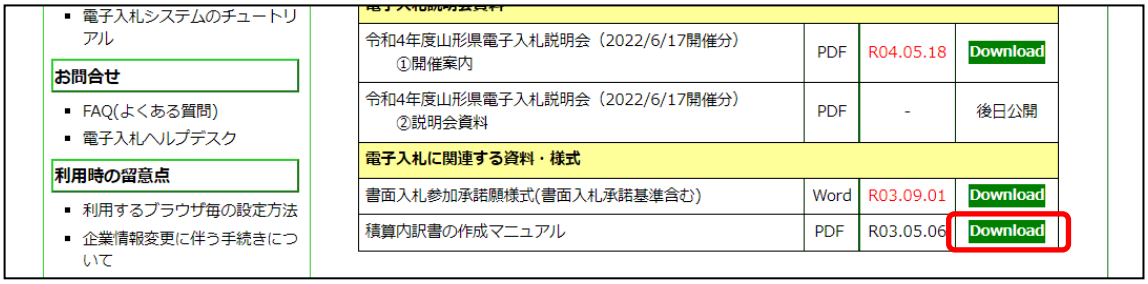

（参考）情報共有システムの活用について

１　情報共有システムとは

公共事業の調査・計画、設計、施工及び維持管理といった各業務プロセスで発生する書類、図面、写真等の各種情報を電子化し、インターネット経由で関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報の交換・共有を行うことを目的とする取組みです。

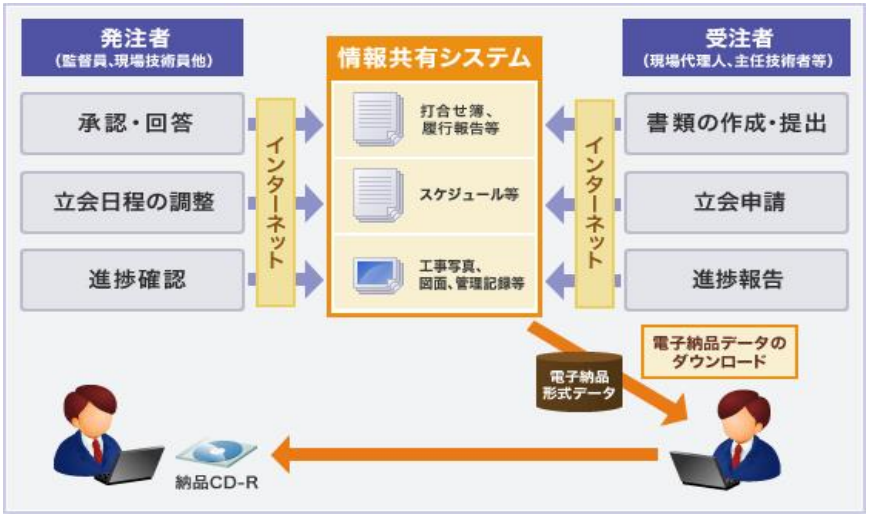

２　導入経過

各種サービスプロバイダが提供するＡＳＰ型情報共有システムを利用することとし、平成 29 年度より当初設計金額２千万円以上の建設工事（営繕工事を除く）を対象として試行を開始しました。

その後、令和２年４月に「山形県県土整備部における工事情報共有システムの利用要領」を策定し、本格運用へ移行するとともに、利用対象を**全ての建設工事（営繕工事を除く）に拡大しました**。

また、令和３年２月には「山形県県土整備部における情報共有システムの利用要領」に改定し、利用対象に**建設工事に係る測量・地質調査・設計等業務を追加しました**。

(参考)利用できる ASP サービス（令和４年４月現在）

	ASP 会社名	システム名
1	株式会社アイサス	information-bridge
2	株式会社建設システム	工事情報共有システム
3	川田テクノシステム株式会社	basepage
4	株式会社建設総合サービス	電脳 ASPer
5	株式会社現場サポート	現場クラウド for サイボウズ Office
6	東北インフォメーション・システムズ株式会社	工事監理官
7	日本電気株式会社	工事監理官
8	株式会社ビーイング	BeingCollabotation
9	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	CIM-LINK
10	株式会社コルク	KOLG

３　システムの主な利用機能

インターネットを利用し、システム上で工事提出書類等の作成、受理を行うことができ、提出書類を項目別に管理できます。主な利用機能は下記のとおりです。

システム利用機能	内　容
発議書類作成 ワークフロー機能	工事帳票の作成・発議・受理・承諾・承認等の状況確認
書類管理機能等	工事関係資料の保存・閲覧（種類別も可能）
工事書類等出力・保管支援機能	電子検査用ファイル出力など
スケジュール管理機能	確認・立会いの調整
掲示版機能	連絡など

４　システム利用の全体的な流れ

国土交通省の情報共有システム機能要件を満たしたシステム（前ページ参照）から受注者が選定し、事前協議（「山形県電子納品運用マニュアル」に基づく）により決定します。

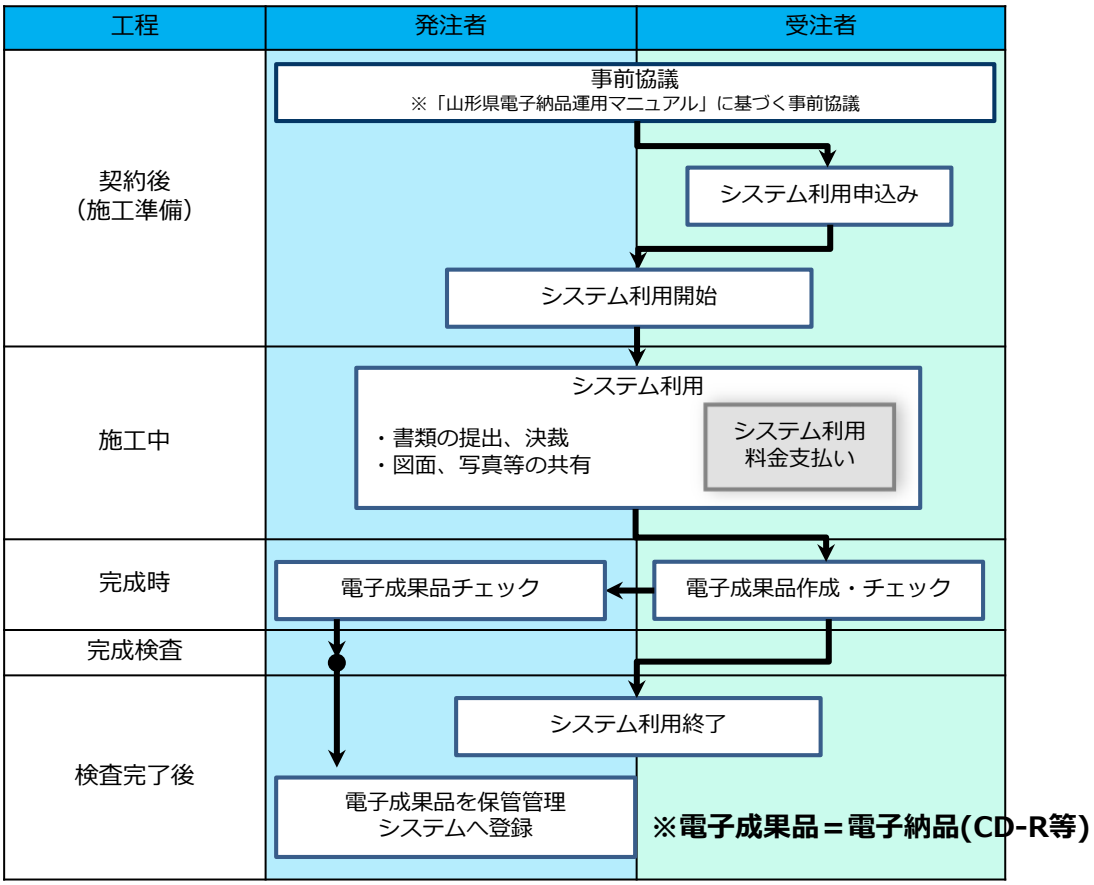

５　利用上の留意点

〇事前打合せを行うべき書類

協議書、材料品質証明資料、品質証明書、施工計画書、施工体制台帳、施工体系図、出来形管理図表、品質管理図表は、あらかじめ監督員に説明し、内容が妥当と判断されたものをシステムで発議（保存）してください。

※出来形管理図表と品質管理図表は、従来通り表紙と一緒に監督員に紙で提出し、システムには書類管理機能を利用して保存すること。

〇検査時における書類の準備について

情報共有システムで取り扱った書類は、受注者が準備したパソコンやモニターにより確認します。この場合、提出書類の全体像が把握できるよう、指示書、協議書等の項目ごとに分類の上、提出書類一覧表を作成・印刷してください。

令和２年度（明許）〇〇事業〇〇工事　　提出書類一覧　　〇〇建設

1 施工計画書

NO	年月日	内容	備考
1	R3.4.4	施工計画書について	提出4
2	R3.6.1	施工計画書（変更）について	提出17
3	R3.7.3	施工計画書（変更）について	提出22

2 指示書

NO	年月日	内容	備考
1	R3.5.22	施工内容の変更について	

3 協議書

NO	年月日	内容	備考
1	R3.4.4	設計図書の照査について	
2	R3.4.4	電子納品事前協議チェックシートについて	
3	R3.4.4	クラック抑制工の管理について	
4	R3.4.6	路面切削工　段差すり付けの処理について	
5	R3.4.7	着工前測量範囲について	
6	R3.4.21	施工範囲の着工前測量結果について	
7	R3.5.23	施工範囲の測量結果について	

4 通知書

NO	年月日	内容	備考
1	R3.4.1	監督職員指定通知書	

5 承諾書

NO	年月日	内容	備考
1	R3.4.6	特定建設資材廃棄物の再資源化施設の変更について	
2	R3.4.14	タックコート工　使用材料について	
3	R3.4.14	クラック抑制工　滑り止め骨材について	
4	R3.6.1	タックコート工　使用材料について（更新）	

6 提出書

NO	年月日	内容	備考
1	R3.3.30	コリンズ（CORINS）への登録について（受注時）	
2	R3.4.3	建設業退職金共済証紙購入について	
3	R3.4.4	コリンズ（CORINS）への登録について（変更時）	
4	R3.4.4	施工計画書について	
5	R3.4.6	社内検査員について	
6	R3.4.7	施工体制台帳及び施工体系図について	
7	R3.4.7	交通誘導員の安全講習会について	
8	R3.4.14	地下埋設物の調査結果について	
9	R3.4.14	クラック抑制工　使用材料について	
10	R3.4.14	表層　使用材料について	

6 提出書

NO	年月日	内容	備考
11	R3.4.14	区画線工　使用材料について	
12	R3.5.12	建設廃棄物の委託契約について	
13	R3.5.19	施工体制台帳及び施工体系図について（追加）	
14	R3.5.24	施工体制台帳及び施工体系図について（変更）	
15	R3.6.1	プライムコート　使用材料について	
16	R3.6.1	基層　使用材料について	
17	R3.6.1	施工計画書（変更）について	
18	R3.6.2	切削段差すり付け箇所の密度について	
19	R3.6.15	建設廃棄物の委託契約について	
20	R3.6.27	切削段差すり付け箇所の密度について	
21	R3.7.3	コリンズ（CORINS）への登録について（変更時）	
22	R3.7.3	施工計画書（変更）について	
23	R3.7.3	施工体制台帳及び施工体系図について（変更）	
24	R3.7.5	交通誘導員の配置実績について	
25	R3.7.7	建設副産物の処理結果について	
26	R3.7.7	事故抜き・創意工夫・社会性等に関する実施状況について	
27	R3.7.11	建設業退職金共済証紙購入について	

7 届出書

NO	年月日	内容	備考
1	R3.4.24	連絡休暇期間中の工事現場体制について	

8 その他

NO	年月日	内容	備考
1	R3.3.29	工事カルテ（受注時）の登録について	
2	R3.4.3	工事カルテ（変更時）の登録について	
3	R3.4.6	地元に配付する工事案内チラシの内容について	
4	R3.4.7	道路使用許可について	
5	R3.4.7	道路工事届出書について	
6	R3.4.10	町工事予定について	
7	R3.6.15	地元に配付する工事案内チラシの内容について	
8	R3.6.16	道路使用許可について	
9	R3.6.30	工事カルテ（変更時）の登録について	
10	R3.7.18	社内検査について	

9 工事履行報告書

NO	年月日	内容	備考
1	R3.4.3	工事履行報告書（３月分）	
2	R3.5.1	工事履行報告書（４月分）	
3	R3.6.1	工事履行報告書（５月分）	
4	R3.7.3	工事履行報告書（６月分）	
5	R3.7.27	工事履行報告書（７月分）	

10 材料確認

NO	年月日	内容	備考
1	R3.5.18	区画線工　搬入数量	5/22実施
2	R3.5.18	クラック抑制工　搬入数量	5/22実施
3	R3.6.20	クラック抑制工　搬入数量	6/27実施

11 段階確認

NO	年月日	内容	備考
1	R3.4.4	着工前測量前施工範囲確認	4/6実施
2	R3.4.19	路面切削前施工範囲確認	4/21実施
3	R3.4.19	路面切削前クラック抑制範囲確認	4/21実施
4	R3.5.29	路面切削後出来形寸法確認	5/31実施
5	R3.5.29	路面切削後クラック抑制範囲確認	5/31実施
6	R3.6.7	クラック抑制後出来形寸法確認	6/9実施
7	R3.6.7	着工前測量前施工範囲確認	6/9実施
8	R3.6.7	路面切削前施工範囲確認	6/9実施
9	R3.6.7	路面切削前クラック抑制範囲確認	6/9実施
10	R3.6.20	路面切削後出来形寸法確認	6/27実施
11	R3.6.20	路面切削後クラック抑制範囲確認	6/27実施
12	R3.6.26	クラック抑制後出来形寸法確認	6/28実施

12 確認・立会

NO	年月日	内容	備考
1	R3.4.19	新設区画線設置位置確認	4/21実施
2	R3.5.22	セメント安定処理確認	5/24実施
3	R3.6.7	クラック抑制工　材料空袋・空缶確認	6/9実施
4	R3.7.3	区画線工　材料空袋・空缶確認	7/5実施
5	R3.7.3	クラック抑制工　材料空袋・空缶確認	7/5実施

〇システムにおける帳票について

業務については、システムから出力される帳票と各共通仕様書（例：設計業務等共通仕様書）で定める様式が異なりますが、そのまま使用できます。

山形県県土整備部における情報共有システムの利用要領

第５　その他

（１）　システムを利用した帳票は、山形県県土整備部の各共通仕様書における「書面」として認められるものとする。

（２）　システムにおける帳票について、様式が山形県県土整備部の各共通仕様書と異なる部分があっても、そのまま使用できるものとする。

（３）　本運用により、帳票の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、山形県県土整備部建設企画課あて速やかに報告するものとする。

（別紙）Microsoft Edge／Google Chromeを使用する場合の設定

1　Microsoft Edgeを使用する場合

以下の手順にて、設定を行ってください。

（1）「Microsoft Edge(Chromium 版)」の起動

操作説明

「Microsoft Edge」を起動します。

（2）設定画面の表示

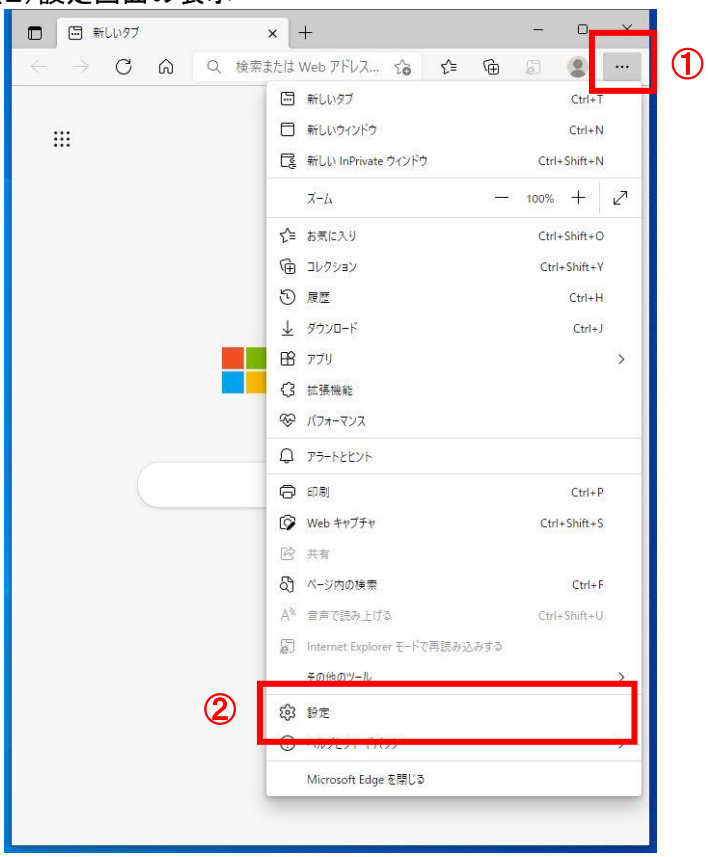

操作説明

ウィンドウ右上の「×」のすぐ下にある**「…」**①をクリックします。表示されたメニューの**「設定」**②をクリックします。

（3）プライバシー設定の表示

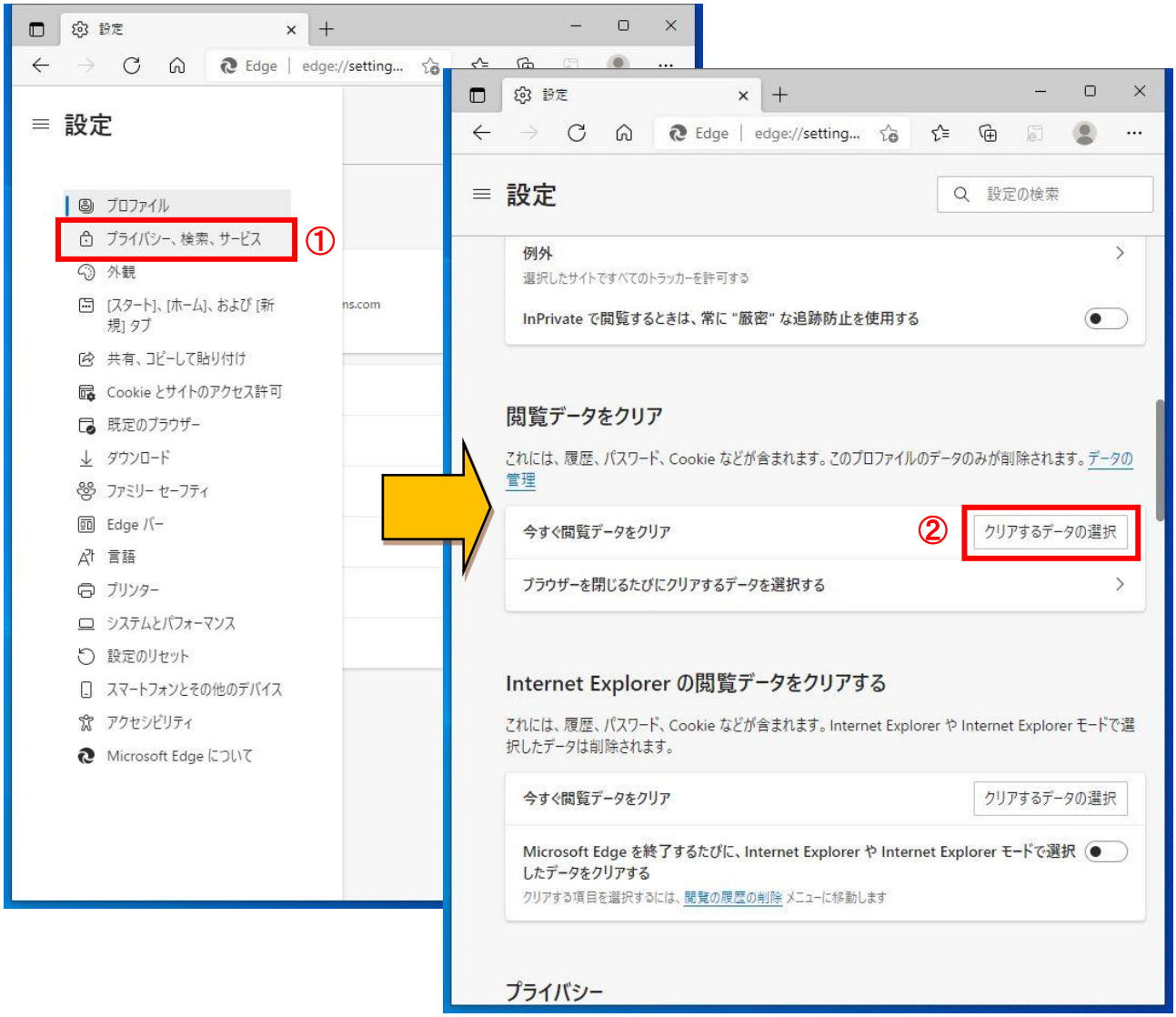

操作説明

左側のメニューにある「**プライバシー、検索、サービス**」①をクリックします。

表示された画面の「閲覧データをクリア」にある「**クリアするデータを選択**」②ボタンをクリックします。

（4）閲覧データの削除

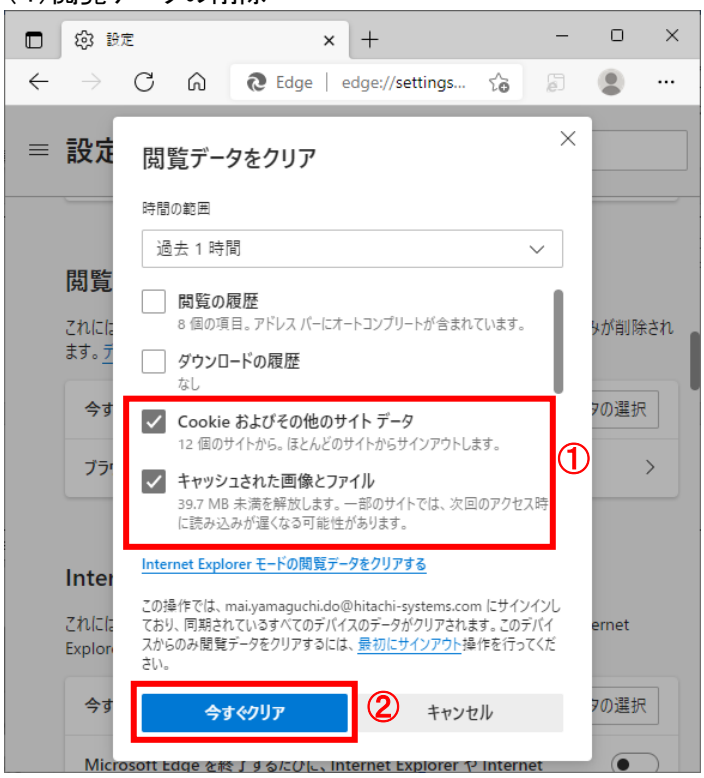

操作説明

「Cookie およびその他のサイトデータ」と「キャッシュされた画像とファイル」①のチェックボックスを選択してから、**「今すぐクリア」ボタン**②をクリックします。

（5）サイトのアクセス許可設定画面の表示

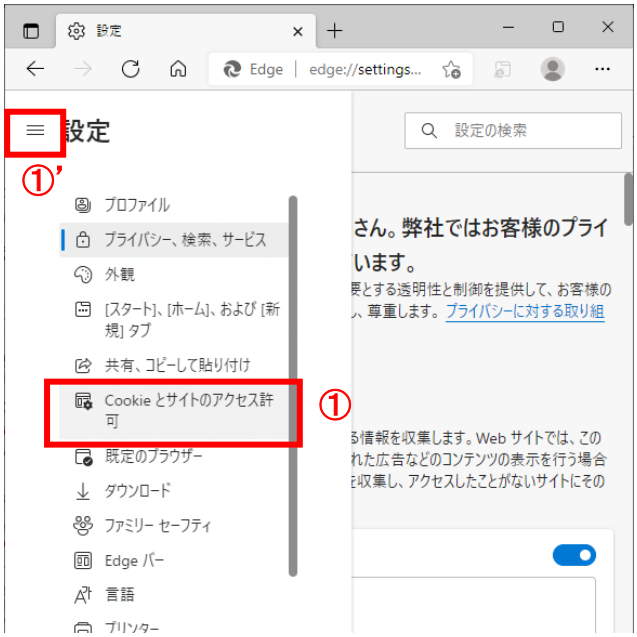

操作説明

「Cookie とサイトのアクセス許可」①をクリックします。（設定メニューが表示されていない場合は、ウィンドウ左にある**設定ボタン「** ☰ **」**①'をクリックしてメニューを表示してから操作してください。）

（6）ポップアップとリダイレクト画面の表示

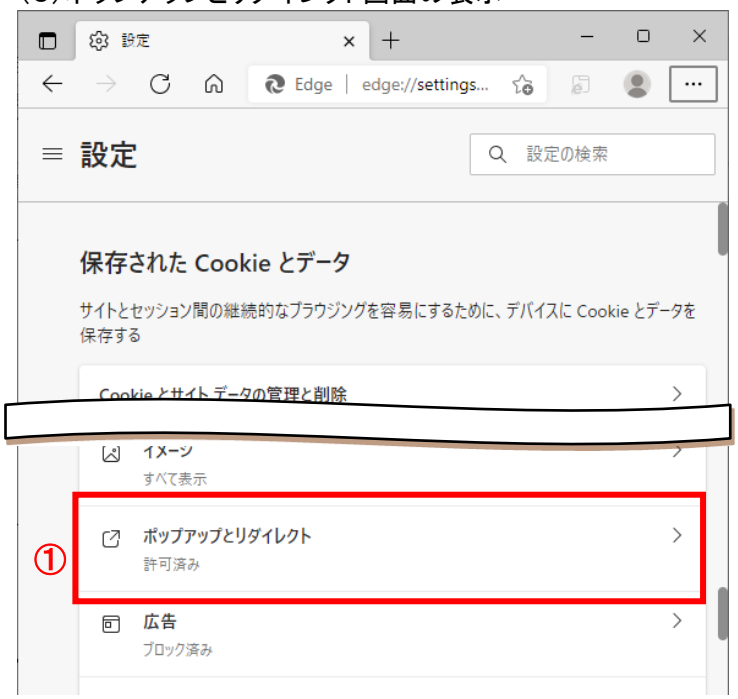

操作説明

保存された Cookie とデータ画面の**「ポップアップとリダイレクト」ボタン**①をクリックします。

（7）サイトの追加画面の表示

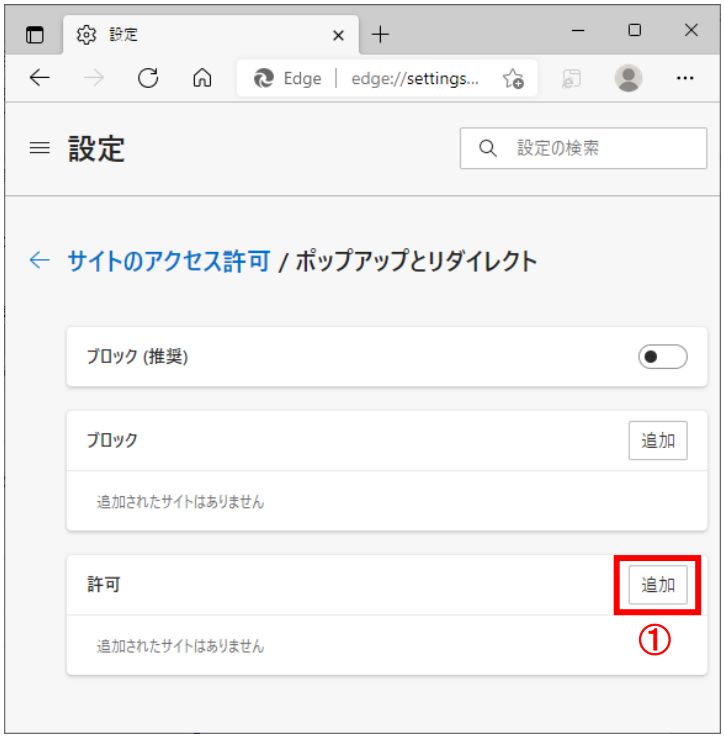

操作説明

許可欄の**「追加」ボタン**①をクリックします。

（8）サイトの入力と登録

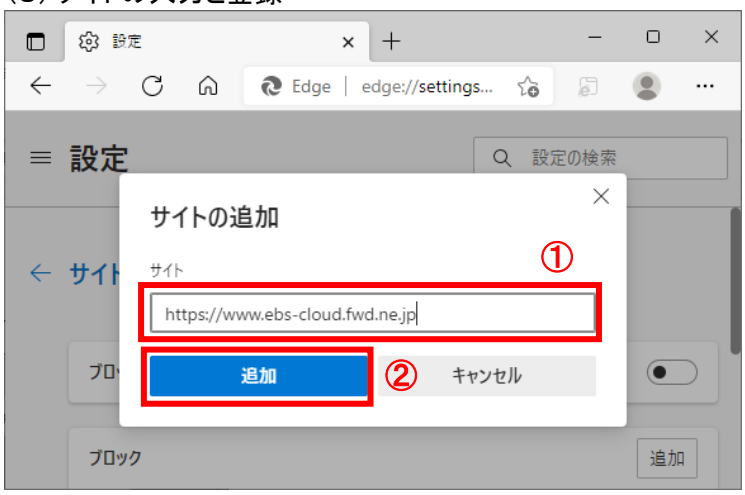

操作説明

「サイト」欄①に以下の URL を入力し、**「追加」ボタン②**をクリックします

https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp

（9）登録内容の確認

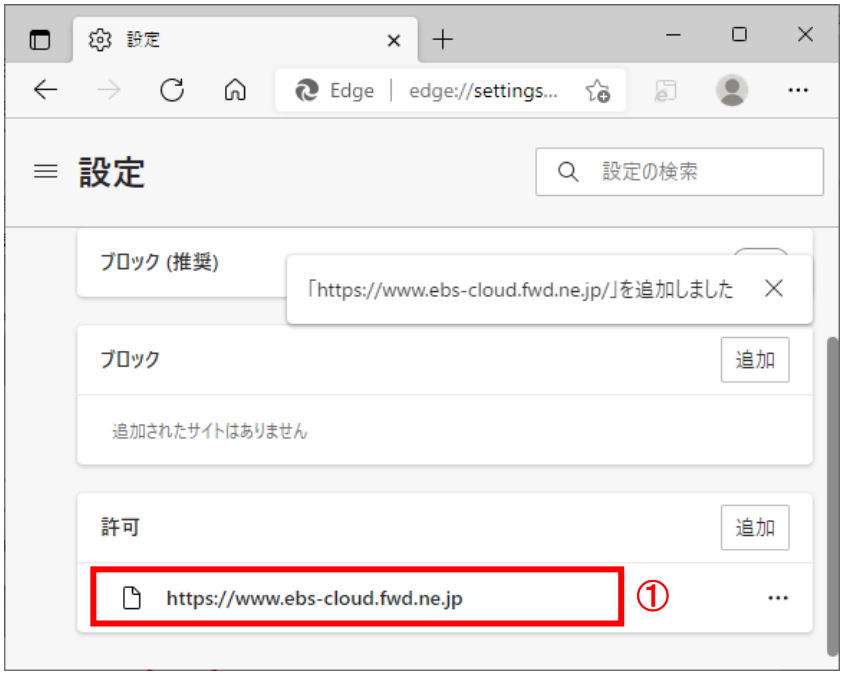

操作説明

許可欄に登録した URL がある事を確認します。

以上で Microsoft Edge の設定は完了です。表示した画面は「×」ボタンで閉じてください。
なお、電子入札システムの利用は 2022 年 5 月 6 日（金）から開始です。

2　Google Chromeを使用する場合

以下の手順にて、設定を行ってください。

（1）「Google Chrome」の起動

操作説明

「Google Chrome」を起動します。

（2）設定画面の表示

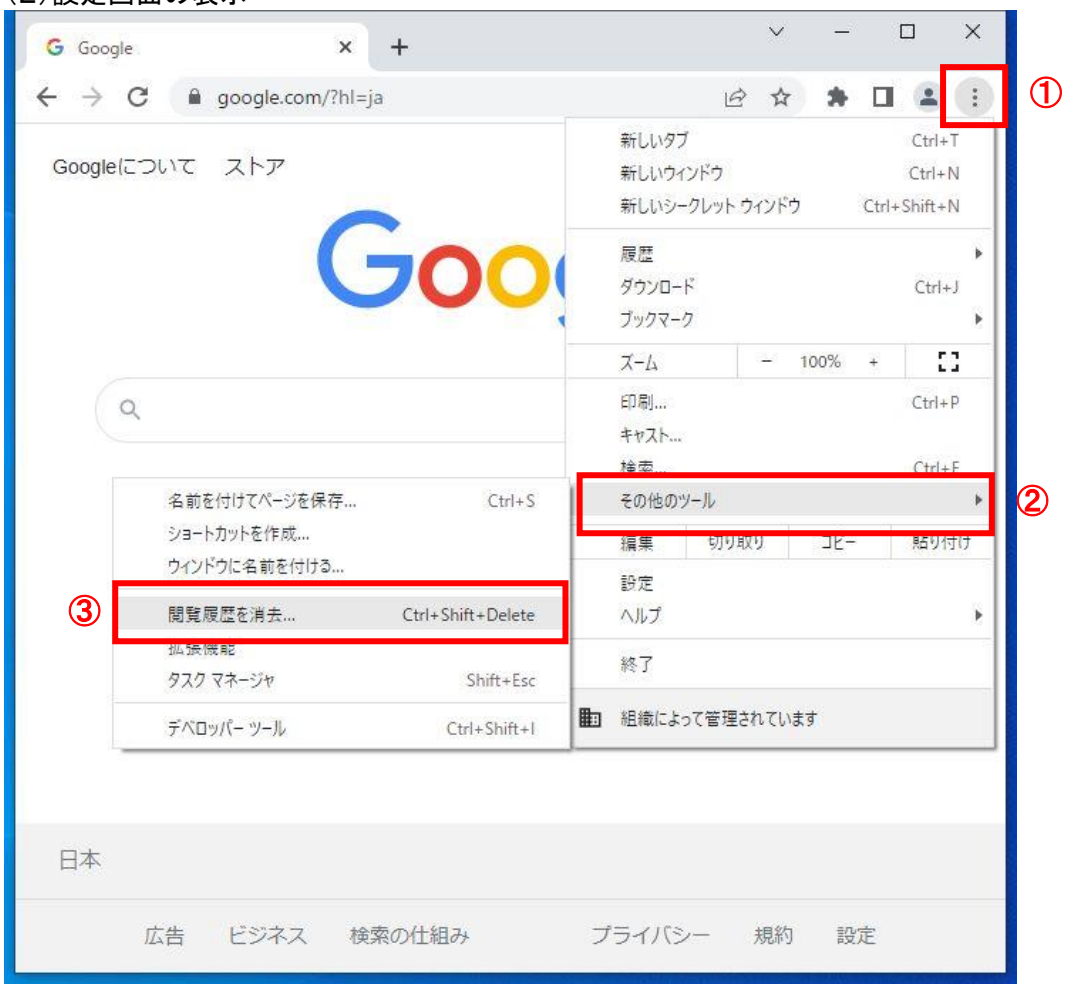

操作説明

ウィンドウ右上の「×」のすぐ下にある「…」①をクリックします。

表示されたメニューの**「その他のツール」**②を選択し、**「閲覧履歴を消去」**③をクリックします。

（3）閲覧データの削除

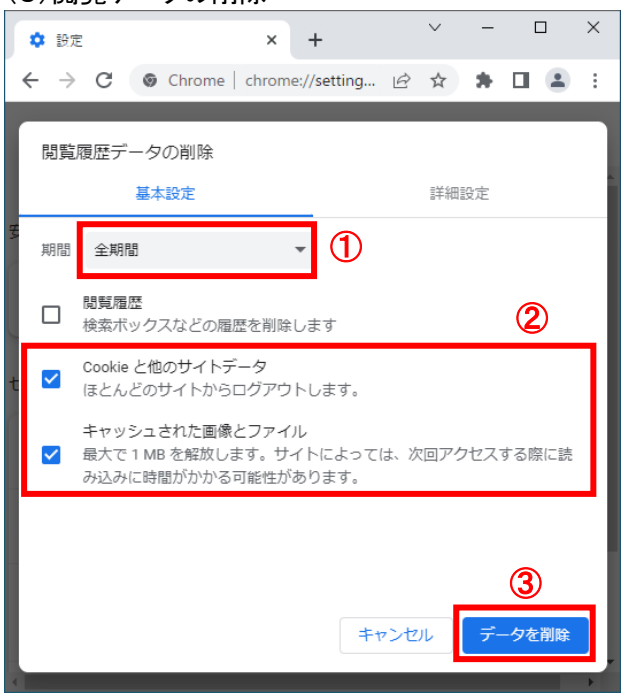

操作説明

期間を**「全期間」**①として、**「Cookie と他のサイトデータ」**と**「キャッシュされた画像とファイル」**②のチェックボックスを選択してから、**「データを削除」ボタン**③をクリックします。

（4）サイトのアクセス許可設定画面の表示

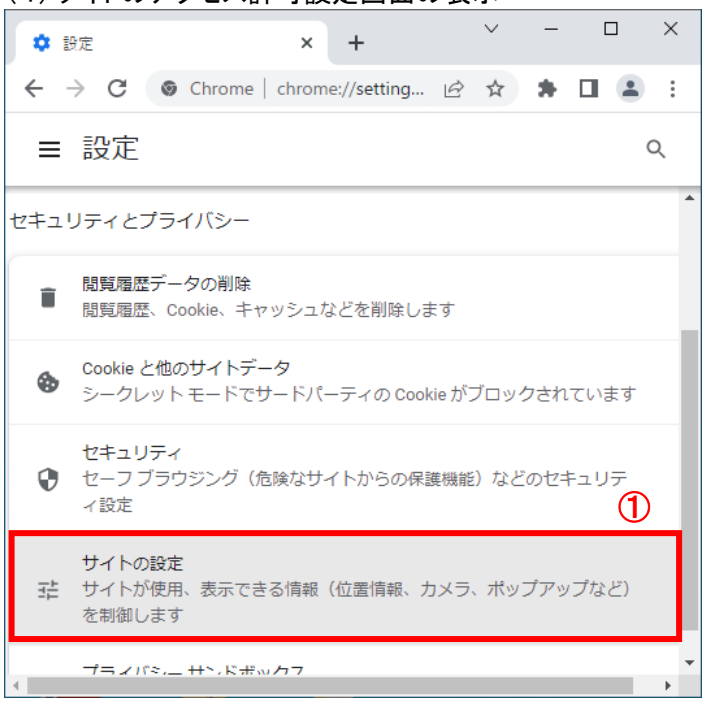

操作説明

設定画面内にあるセキュリティとプライバシーの**「サイトの設定」**①をクリックします。

（5）ポップアップとリダイレクト画面の表示

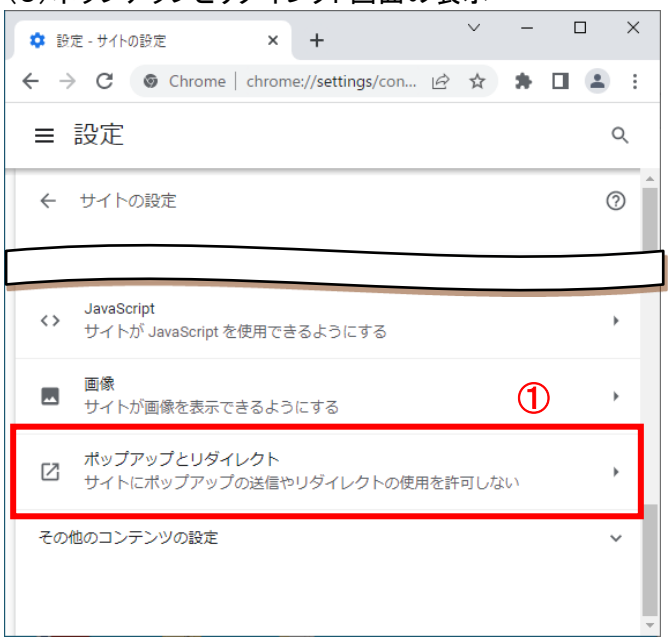

操作説明

保存された Cookie とデータ画面の**「ポップアップとリダイレクト」ボタン**①をクリックします。

（6）サイトの追加画面の表示

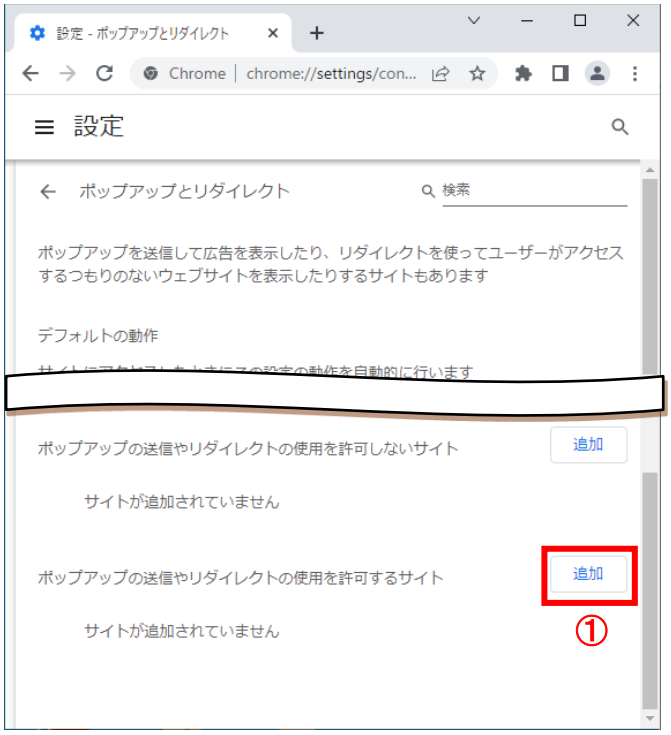

操作説明

ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可するサイト欄の**「追加」ボタン**①をクリックします。

（7）サイトの入力と登録

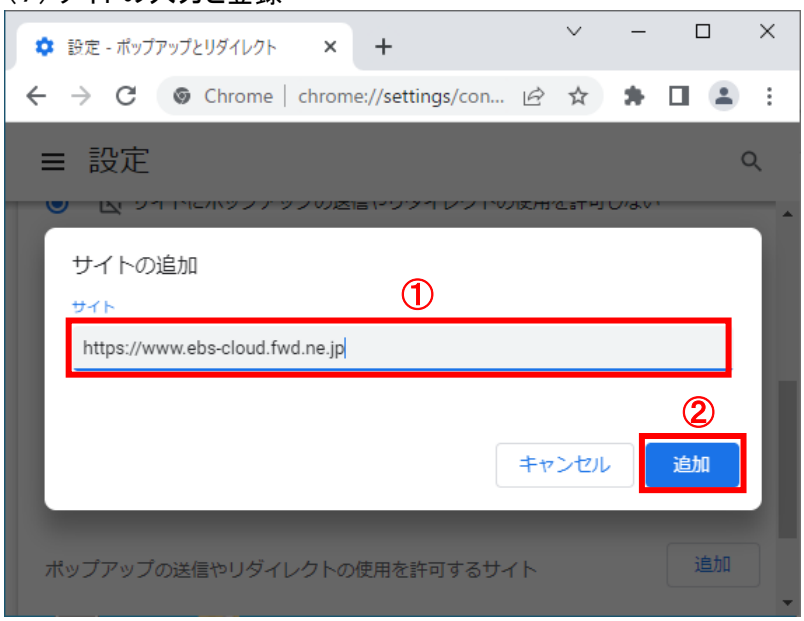

操作説明

「サイト」欄①に以下の URL を入力し、**「追加」ボタン**②をクリックします

https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp

（8）登録内容の確認

操作説明

ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可するサイト欄に登録した URL がある事を確認します。

以上で Google Chrome の設定は完了です。表示した画面は「×」ボタンで閉じてください。
なお、電子入札システムの利用は 2022 年 5 月 6 日（金）から開始です。